

高議第 3 6 号

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例を定めることに
ついて

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題への適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、職員等が互いの人権を尊重し合う、良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の^{ひぼう}誹謗、中傷、風評の流布等によりこれらを受けた者の人権を侵害し、又はその者を不快にさせる行為をいう。
- (2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の職場環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等がその勤務条件において不利益を受けることをいう。
- (3) 市長等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する者（議会の議員を除く。）で市に勤務するものをいう。
- (4) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者で市に勤務するものをいう。
- (5) 職員等 市長等及び職員をいう。
- (6) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で市の各機関を役務の提供先とするものをいう。
- (7) 管理監督者 係長及びこれと同等以上の職にある職員をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントの被害者への配慮に努めると

ともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 市長は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者は、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるものとし、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(ハラスメントの禁止等)

第5条 職員等は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員等は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(職員等に対する指針)

第6条 市長は、ハラスメントをなくすために職員等が認識及び遵守をすべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員等に必要な対応等について、指針を定めるものとする。

(研修等)

第7条 市長は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、意識の啓発及び知識の向上を図るための研修等を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第8条 市長は、職員等、市議会議員（以下「議員」という。）及び派遣労働者からのハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受けるため、総務部総務室人事課に、ハラスメント相談窓口を置く。

(相談又は苦情の申出を受ける者の選任)

第9条 市長は、職員のうちから、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受ける者を選任する。

(相談又は苦情の申出)

第10条 職員等からのハラスメントを受け、又はこれを目撃し、若しくは把握

した職員等、議員及び派遣労働者は、管理監督者、ハラスメント相談窓口の職員又は前条の規定により選任された者（次条においてこれらを「相談員」という。）に対し、当該ハラスメントに関する相談又は苦情の申出をすることができる。

2 前項の相談又は苦情の申出は、書面、口頭又はこれらに準じた手段により行うものとする。

3 市長は、第1項の相談又は苦情の申出が議員によるものであるときは、当該議員の同意を得て、その旨を市議会議長に報告するものとする。

（相談又は苦情の申出の処理）

第11条 相談員は、前条第1項の相談又は苦情の申出を受けたときは、速やかに、その旨を総務部総務室人事課長（以下この条において「人事課長」という。）に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた人事課長及び相談員は、前条第1項の相談又は苦情の申出について、当該相談又は苦情の申出を行った職員等、議員及び派遣労働者の同意を得て、ハラスメントの当事者及び関係者に対し、事情聴取、事実確認等の必要な調査を行い、当該相談又は苦情の申出を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

3 人事課長及び相談員は、前条第1項の相談又は苦情の申出の内容、状況等から判断し、その解決を図ることが困難であると認められるときは、当該相談又は苦情の申出に係る処理を高砂市ハラスメント対策処理委員会（以下この項及び次条において「委員会」という。）に依頼することができる。ただし、ハラスメントを受けたとされる者が委員会による処理を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（委員会）

第12条 ハラスメントに関する相談又は苦情の申出について調査審議し、公平な処理に当たるため、委員会を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査及び確認に関すること。
- (2) ハラスメントに係る対応に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。

- 3 委員会は、委員 7 人以内で組織する。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、ハラスメントの当事者及び関係者を出席させ、必要な事項を聴くことができる。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等の委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。ただし、その者がハラスメントの当事者と利害関係にある者であるときは、この限りでない。
- 8 委員会は、調査審議を終えたときは、その内容をまとめ、市長に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(対応措置)

第 13 条 市長は、前条の規定による調査審議によりハラスメントの事実が確認されたときは、次の各号に掲げるハラスメントの行為者について、当該各号に定める措置を講ずることができる。

(1) 市長等 ハラスメントの事実の公表

(2) 職員 市長が別に定めるところによる懲戒処分等の人事上の措置その他の必要な措置

- 2 市長は、毎年度、ハラスメントに関する相談件数等について公表するものとする。

(議会への報告)

第 14 条 市長は、前 3 条に規定する手続が完了した場合において、当該手続に係る事案が議員が職員等からハラスメントを受けたとされるものであるときは、その旨を市議会議長に報告しなければならない。

(プライバシーの保護)

第 15 条 ハラスメントに関する相談又は苦情の申出に係る全ての者は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 市長は、第 13 条第 1 項第 1 号の公表をしようとするときは、ハラスメント

に関する相談又は苦情の申出に係るハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

（事業者等からの要請に係る措置）

第16条 市長は、職員等からハラスメントを受けたとされる事案について、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者その他の市が行う事業に係る事業者等から必要な協力を求められたときは、この条例の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（職務の代理）

第17条 第10条第1項の相談又は苦情の申出に係るハラスメントの当事者が市長である場合においては、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法第152条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。

高議第 3 7 号

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例を定めることについて

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和30年高砂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「第16条の2」を「第16条の2及び第16条の4第1項第3号」に改め、同条第4項中「第16条の2を」を「第16条の2及び第16条の4第1項第3号を」に改める。

第16条の2第1項中「第16条の4第1項」を「第16条の5第1項」に改める。

第16条の5を第16条の6とする。

第16条の4の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の5とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の4 任命権者は、高砂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高砂市条例第6号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 高砂市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じな

ればならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第16条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。